様式第5号

|  |
| --- |
| 第　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　　　様  土佐清水市消防長  資　料　提　出　命　令　書  　　　　年　月　日　時　分頃，  で発生した火災調査のため必要があるので，消防法第32条第1項(消防法第34条第1項)の規定に基づき下記の資料の提出を命じます。  記            (教示)  1　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。  2　この処分については，上記1の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。  3　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |